

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示	ページ
○ 利用料金の額の承認【産業経済局観光部門司港レトロ課】	2
○ 路面復旧費・検査事務費徴収単価表の告示【建設局道路部管理課】	8
○ 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部動物愛護センター】	22

北九州市告示第 191 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例（平成 15 年北九州市条例第 15 号）第 2 条第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの北九州市関門海峡ミュージアム等の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 5 条及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則（平成 15 年北九州市規則第 51 号）第 4 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 27 日

北九州市長 武内和久

施設の種類	金額				備考
北九州市関門海峡ミュージアム	海峡こども広場入場料	個人	1 人 1 回	100 円	1 歳未満の者については、利用料金を徴収しない。
		団体（30 人以上）		80 円	
	—	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 30 割に相当する額とする。
	多目的ホール	1,100 円	1,700 円	2,800 円	
	望遠鏡	1 回（2 分以内）100 円			
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1 台 1 回（1 日以内）1,000 円			大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。
	普通自動車	駐車を開始した時から 12 時間ごとに、3 時間以内の駐車は 1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 200 円、3 時間を超えて 12 時間以内の			

		駐車は1台につき 800円とする。) 第3条に規定する ところによる。
		回数 200円券11枚につき2,000円	
		券 200円券100枚につき16,000円	
		200円券1,000枚につき130,000円	
		200円券5,000枚につき500,000円	
映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	オーバーヘッドカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに375円	
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円	
	デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	デジタルビデオディスクデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに700円	
	レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円	
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円	

	マイクロホンス タンド（卓上型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに25 円	
	マイクロホンス タンド（床置型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに50 円	
	ホール備付音響 システム	1式につき1時間又 はその端数ごとに 2,000円	
	ワイヤレスマイ ク	1式につき1時間又 はその端数ごとに 500円	
照明設備	アッパーホリゾ ントライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	ローアホリゾン トライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	スポットライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに60 円	
	ピンスポットラ イト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 325円	
	ボーダーライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
舞台設備	演台	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	
	簡易ステージ	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	

		ユニット式ステージ		1式につき1時間又はその端数ごとに1,300円		
		コードリール		1個につき1時間又はその端数ごとに75円		
		花台		1台につき1時間又はその端数ごとに50円		
	その他の設備・器具	展示用パネル		1台につき1日ごとに200円		
	冷暖房設備	多目的ホール		30分又はその端数ごとに130円		
福岡県関門海峡ミュージアム	展示室観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒		
		個人	500円	200円		
		団体（30人以上）	400円	160円		
北九州市旧大阪商船	展示室	陳列品の観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒	
			個人	1	150円	70円
			団体（30人以上）	1回	120円	60円
	多目的ホール	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。	
	ピアノ				5時間又はその端数ごとに1,500円 ピアノ利用料には、	

					調律料を含まない。
	冷暖房設備	多目的ホール	30分又はその端数ごとに210円		
北九州市旧門司三井俱樂部	2階	—	大人	小・中学校の児童及び生徒	
	入館料	個人	1人1回	150円	70円
		団体(30人以上)		120円	60円
	多目的スペース	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
		1,050円	1,650円	2,700円	
	ピアノ	5時間又はその端数ごとに7,500円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。
	冷暖房設備	多目的スペース	30分又はその端数ごとに100円		
北九州市門司港レトロ観光物産館	—	9時～17時	17時～22時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。
	多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに750円	1時間又はその端数ごとに1,200円		
	多目的ホールA	1時間又はその端数ごとに370円	1時間又はその端数ごとに600円		
	多目的ホールB	1時間又はその端数ごとに370円	1時間又はその端数ごとに600円		
	冷暖房設備	多目的ホールA・B	30分又はその端数ごとに420円		

		多目的ホール A	30分又はその端数ごとに210円		
		多目的ホール B	30分又はその端数ごとに210円		
北九州市門司港レトロ駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回(1日以内) 1,000円			大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
		普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、3時間以内の駐車は1台につき1時間又はその端数ごとに200円、3時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき800円とする。		
	回数券	200円券11枚につき2,000円			
		200円券100枚につき16,000円			
		200円券1,000枚につき130,000円			
200円券5,000枚につき500,000円					
北九州市門司港レトロ展望室	展望室入館料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	1人1	300円	150円
	団体(30人以上)	回	240円	120円	
	望遠鏡	1回(2分以内) 100円			

北九州市告示第192号

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第25条第3項の市長が別に定める単価表を次のように定め、令和5年5月1日以後道路占用許可を受けた者から適用する。

路面復旧費・検査事務費徴収単価表（令和4年北九州市告示第223号）は、令和5年4月30日をもって廃止する。

令和5年4月27日

北九州市長 武内和久

令和5年度

路面復旧費・検査事務費
徴収単価表

(令和5年5月1日)

北九州市

【はじめに】

本単価表は、北九州市道路占用規則第25条第4項に基づき告示するものである。
令和5年5月1日以後に道路占用許可を受けた者から適用する。

【北九州市道路占用規則（抜粋）】

（掘削の方法等）

第24条 占有者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

（費用の徴収）

第25条 前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する費用を占有者から徴収する。ただし、占用工事が第20条の規定による舗装先行工事（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合は、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収する。
- 3 前2項の規定により占有者が負担する路面復旧工事及び検査に要する費用の額は、市長が別に定める単価表により算出した額とする。
- 4 前項の単価表は、告示する。

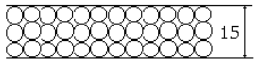
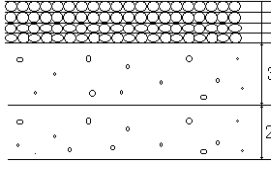
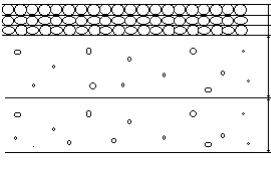
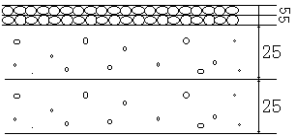
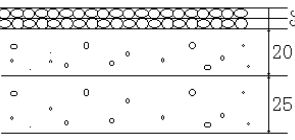
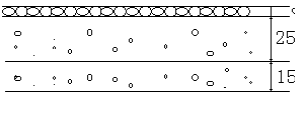
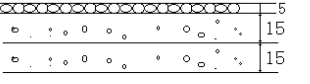
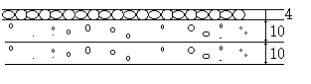
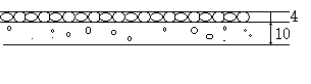
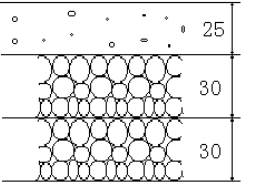
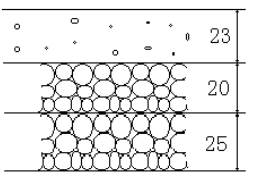
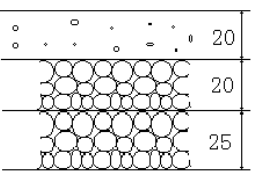
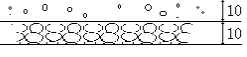
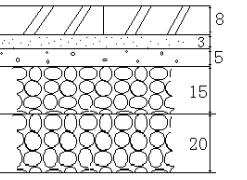
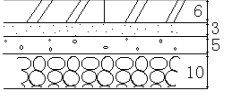
路面復旧費・検査事務費徴収単価表

1 徴収単価

種別		復旧面積 1㎡当たり 復旧単価（円）	復旧面積 1㎡当たり 検査事務費（円）
砂利道	G	—	140
アスファルト コンクリート 舗装道	A s 1	40,400	1,920
	〃 2	33,230	1,580
	〃 3	25,610	1,210
	〃 4	25,610	1,190
	〃 5	15,980	760
	〃 6	13,450	640
	〃 7	11,770	560
	〃 8（歩道）	8,840	420
セメント コンクリート 舗装道	C o n 1	41,060	1,950
	〃 2	38,790	1,840
	〃 3	37,150	1,760
	〃 4（歩道）	17,610	840
コンクリート ブロック道	C. B（車道）	31,410	1,490
	C. B（歩道）	26,440	1,250

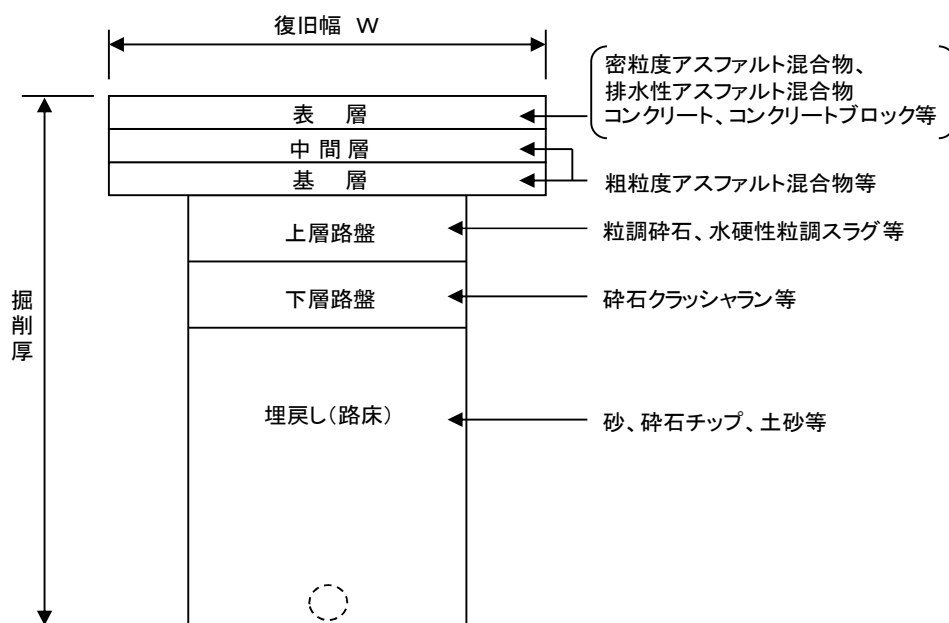
- 注1 新設工事中（現道拡幅を含む）の道路及び舗装先行工事で、道路管理者と協議の上砂利復旧する場合の、占有者から徴収する検査事務費は、砂利道Gの項に定める額とする。
- 2 植樹帯の掘削工事の場合、占有者から徴収する検査事務費は、この表の砂利道Gの項に定める額を徴収する。

2 路面復旧標準構造

種別	砂利道G		A s 1		A s 2	
工種	砂利厚 15.0cm		表層厚 5cm 中間層厚 10cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 中間層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	A s 3		A s 4		A s 5	
工種	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm 基層厚 5cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	表層厚 5cm	上層路盤厚 25cm 下層路盤厚 15cm
復旧構造						
種別	A s 6		A s 7		A s 8 (歩道)	
工種	表層厚 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 15cm	表層厚 4cm	上層路盤厚 10cm 下層路盤厚 10cm	表層厚 4cm	路盤厚 10cm
復旧構造						
種別	C o n 1		C o n 2		C o n 3	
工種	コンクリート厚 25cm	上層路盤厚 30cm 下層路盤厚 30cm	コンクリート厚 23cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm	コンクリート厚 20cm	上層路盤厚 20cm 下層路盤厚 25cm
復旧構造						
種別	C o n 4 (歩道)		C . B (車道)		C . B (歩道)	
工種	コンクリート厚 10cm	路盤厚 10cm	ブロック厚 8cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	上層路盤厚 15cm 下層路盤厚 20cm	ブロック厚 6cm 砂厚 3cm 瀝青安定処理 5cm	路盤厚 10cm
復旧構造						

3 復旧の構造基準

(1) 車道の基準

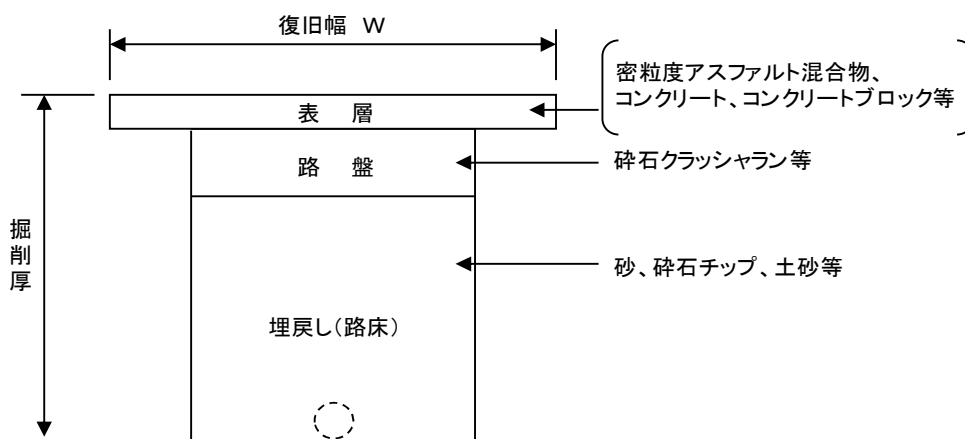


各層厚の基準

(単位 c m)

種別	A s 1	A s 2	A s 3	A s 4	A s 5	A s 6	A s 7	Con1	Con2	Con3	C. B
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	16
中間層	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基層	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

(2) 歩道の基準



各層厚の基準 (単位 c m)

種別	A s 8	Con 4	C. B
表層	4	10	14
路盤	10	10	10

4 路面復旧費・検査事務費徴収算定基準

(1) 路面復旧費・検査事務費の額

復旧面積に舗装種別に応じた徴収単価を乗じて得た金額とする。

ただし、電柱及び電話柱の占用に伴う掘削工事の場合、占用者から徴収する検査事務費は、種別及び面積にかかわらず、電柱又は電話柱1本当たり1,000円とする。

(2) 路面復旧費・検査事務費の対象の除外

次に掲げる掘削工事については、路面復旧費・検査事務費を徴収しないものとする。

ア 国又は地方公共団体が一般会計をもって経理する事業及び特別会計をもって経理する事業のうち企業性格を有しないものに係るもの。

イ 復旧面積が1箇所につき1㎡未満の掘削工事の場合、検査事務費は徴収しないものとする。ただし、道路管理システムに係るものは除く。

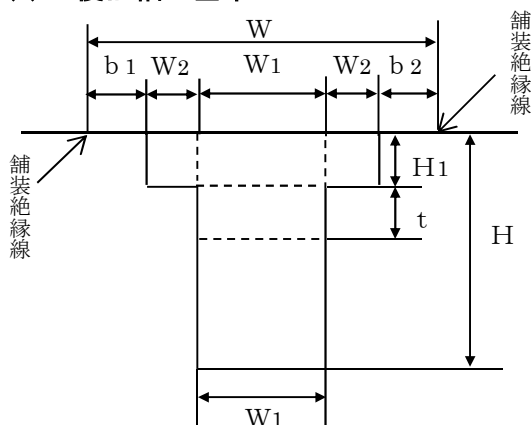
ウ 西日本高速道路株式会社、北九州市道路公社又は福岡北九州高速道路公社が設置する案内板（道路情報板を含む。）に関する掘削工事。

(3) 特殊舗装構造の取扱い

検査事務費については、類似する舗装種別の徴収単価を適用する。

路面復旧費については、別途設計を行い算定するものとする。

(4) 復旧幅の基準



W_1 = 掘削幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 = 影響の片側幅 = $K t$ （最小影響幅 0.3m）

b_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅

b_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側幅
（反対側）

H = 掘削深さ

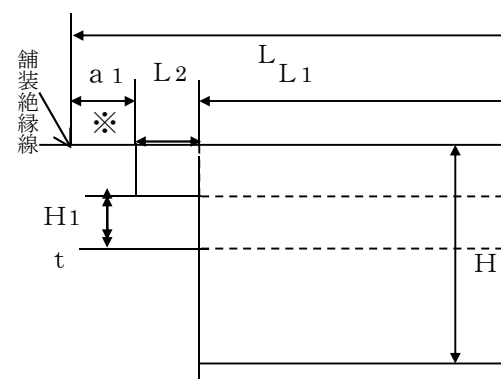
H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

W = 復旧幅 = $W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2$

(5) 復旧工事長の基準



L_1 = 掘削長

L_2 = 影響の片側長 = $K t$ （最小影響長 0.3m）

a_1 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長

a_2 = 影響部分の端から舗装絶縁線までの片側長
（反対側） ※左図の a_1 を a_2 と読み替える

H = 掘削深さ

K = 係数（コンクリート舗装：1.4、アスファルト舗装：1.0）

H_1 = 表層・中間層・基層の総厚

t = 路盤（上層路盤+下層路盤）の総厚

L = 復旧工事長 = $L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2$

(6) 復旧面積の基準

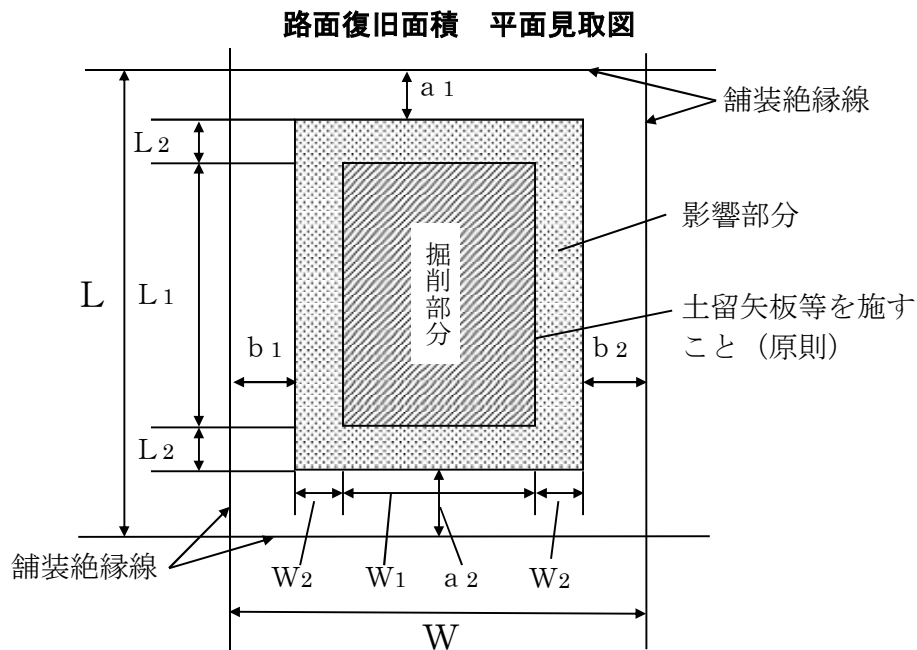
$$\text{復旧面積} = A = W \times L = A_1 + A_2$$

$$\text{掘削部分の復旧面積} = A_1 = W_1 \times L_1$$

$$\text{影響部分の復旧面積} = A_2 = A - A_1$$

(7) 復旧面積（影響部分）の取扱い

- ア 影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.2m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算する。コンクリート舗装の場合は、影響部分の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が 1.8m（歩道の場合は 0.6m）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。
- イ 徴収費用計算の基礎となる面積は、掘削部分の面積に影響部分の面積を加えたものとし、影響部分の面積は次の算式によるものとする。



$$A_2 = (W_1 + 2W_2 + b_1 + b_2) \times (L_1 + 2L_2 + a_1 + a_2) - W_1 \times L_1$$

A_2 影響部分の面積

W_1 掘削部分の幅（最小掘削幅 0.6m）

W_2 影響の片側幅（最小影響幅 0.3m）

L_1 掘削部分の長さ

L_2 影響の片側長（最小影響長 0.3m）

$$W_2 = L_2 = K t$$

t 掘削部分の路盤の厚さ

K コンクリート舗装の場合にあつては 1.4、アスファルト舗装の場合にあつては 1.0

$a_1 \cdot a_2$ 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（打継目、目地、版端等をいう。以下同じ。）までの距離が 1.2m 以上のときは 0 とする。

$b_1 \cdot b_2$ 道路の中心線と垂直の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離が 1.2m より多いときは 0 とする。

- ウ 最小掘削幅は車道部、歩道部とも 0.6m を標準とし、増幅の場合は 0.1m 単位とする。最小影響幅（長）は 0.3m とする。

※影響の片側幅（W₂）又は片側長（L₂）

<車道>

(単位 c m)

種別	As 1	As 2	As 3	As 4	As 5	As 6	As 7	Con 1	Con 2	Con 3
影響の片側幅(長)	55	55	50	45	40	30	30	84	63	63

<歩道>

(単位 c m)

種別	As 8 (歩道)	Con 4 (歩道)
影響の片側幅(長)	30	30

(C. B (車道、歩道) の場合は、道路管理者との協議によるものとする。)

エ 影響面積の例 (アスファルト舗装の場合)

図-1

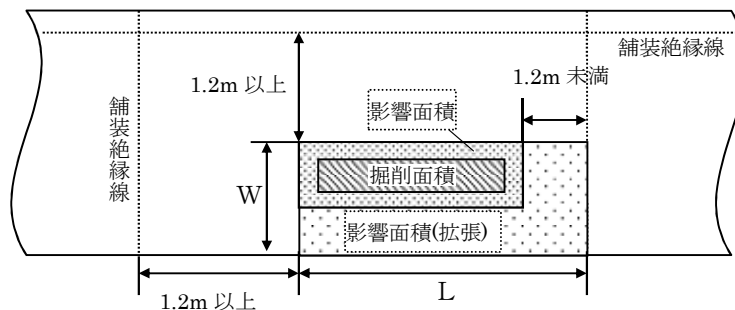
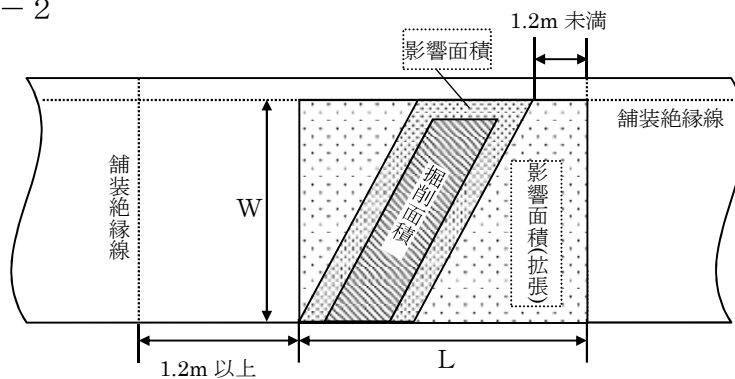


図-2



$$\text{復旧面積} = A$$

$$A = W \times L$$

※コンクリート舗装の場合、図-1及び図-2において、1.2mを1.8mと読み替えるものとする。

(8) 増破を生じた場合の取扱い

復旧面積は、断面的及び平面的に整形された範囲の面積を復旧面積とする。

なお、掘削許可時における復旧面積を増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、路面復旧費・検査事務費を追加徴収するものとする。

(9) 復旧面積の積算上の基準

ア 掘削部の工事長は、工種が異なるものがあるときには各工種ごとの工事長により、また同一路線内の工事であっても切断された部分については、その部分の工事長に

よるものとする。

イ 復旧面積算出の基礎となる復旧幅及び工事長は、メートル以下小数点第2位止めとし、3位については切り捨てるものとする。

ウ 復旧面積が、1箇所につき1.0㎡以上のものは、小数点以下1位で四捨五入して計算する。ただし、道路管理システムに係るもので1.0㎡未満のものは、1.0㎡とみなして計算する。

また、1申請につき同一舗装種別の掘削が2箇所以上ある場合は、舗装種別ごとに復旧面積を合計し、端数計算する。

エ 工事が国道、県道及び市道にまたがる場合においては、同一路線とみなして路面復旧費を算出する。ただし、国道、県道及び市道の工種が異なる場合は、アによる。

(10) 路面復旧費加算単価額

路面復旧費を徴収する場合、次の各表に掲げる道路付属物の復旧について、それぞれの表に定める割合による額を別途加算するものとする。

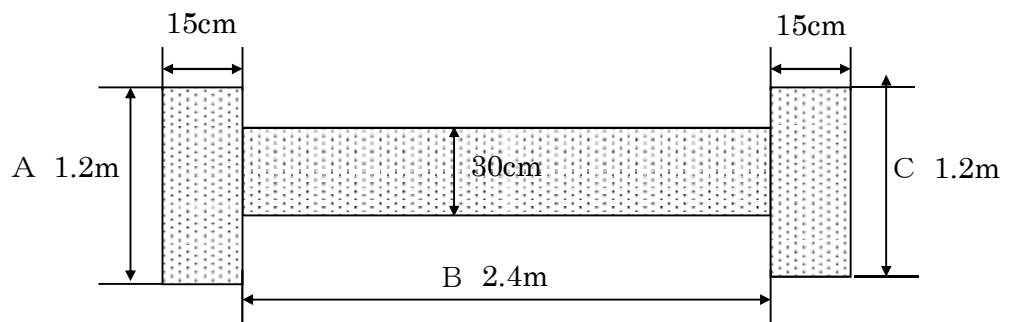
表-1

1 m当たり単価 (円)

種 別			W=15cm	W=20cm	W=30cm	W=45cm
区 画 線	白色	実 線	3,220	3,370	3,640	—
		破 線	3,230	3,370	3,630	—
		横断線 ・ゼブラ	3,220	3,380	3,650	4,050
	黄色	実 線	3,480	3,720	4,160	—

注1 横断歩道、停止線及びゼブラの区画線については、この表の横断線・ゼブラの項に定める額を徴収する。

2 区画線の延長の小数点以下の処理については、線幅ごとに次により行う。
(計算例)



15cm 幅の延長

Aの延長 1.2m

Cの延長 1.2m

$1.2m + 1.2m = 2.4m$

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

30cm 幅の延長

Bの延長 2.4m

端数を切り上げると3m、延長は3mとなる。

表-2

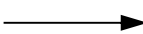
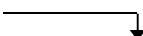

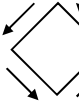

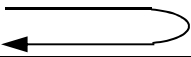

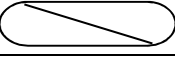
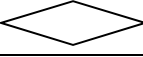
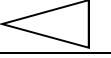
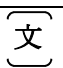


種別		形状 (画数)	色	1個当たり 単価 (円)	
矢印	直進		白	20,530	
	右左折		白	21,840	
	直進・右左折		白	29,010	
	右左折の方法 ・安全地帯等	対角 2m		白	65,200
		対角 4m			172,450
		直径 2m		白	77,260
直径 4m		211,570			
記号	転回禁止		黄	42,940	
			黄	33,440	
	終わり		白	47,590	
	横断歩道あり		白	53,790	
	前方優先道路		白	57,700	
文字	アラビア数字	30 40 50	白	62,260	
			黄	67,230	
	簡易な文字 (平仮名及び片仮名を含む。)	5画未満	白	14,010	
			黄	15,130	
	中程度の文字	5画以上 10画未満	白	26,400	
			黄	28,510	
	複雑な文字	10画以上	白	30,640	
			黄	33,080	
マーク	文マーク		白	177,670	
	自転車マーク		白	4,890	
	自転車放置禁止区域 マーク		青、赤、白	79,200	

表-3

種別	規格		1個当たり 単価(円)
キャッツアイ	設置幅 15cm	片面	19,130
		両面	20,760
チャッターバー	設置幅 20cm	片面	35,930
		両面	39,600
	設置幅 30cm	片面	41,910
		両面	45,900

(11) 夜間及び昼夜間工事施工の割増率

路面復旧費に(10)の加算額を加算した合計額に下記の割増率を乗じて得た額を加算するものとする。

- ア 夜間工事施工の場合 26パーセント増
イ 昼夜間工事施工の場合 15パーセント増

(12) 路面復旧費の徴収方法

- ア 掘削申請件数の少ない申請者については、許可決裁後納入通知書により路面復旧費を納入させ、領収書を確認して許可書を交付する。
- イ 掘削申請件数の多い申請者(道路管理システム参加者である西日本電信電話(株)、九州電力送配電(株)、西部ガス(株)、上下水道局、(株)Q T n e t)については、許可決裁後許可書のみを申請者に交付し、路面復旧費は、当月分を一括して翌月の一週間以内に納入通知書を発行し、納入通知書発行から20日以内に路面復旧費を納入させる。

5 舗装全幅復旧について

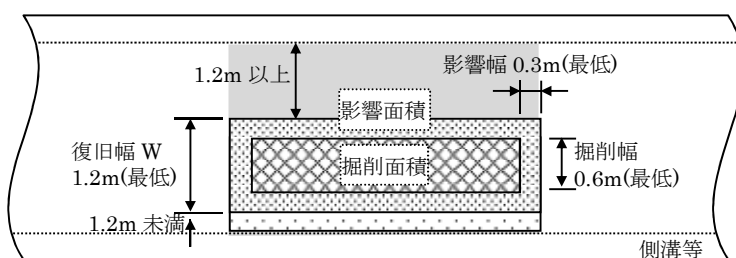
舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする（ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く）。

この場合の当該部分の面積については、復旧面積に加算しない（検査事務費は徴収しない）ものとする。

- (1) 道路を横断する各戸引込管工事
- (2) 弁室やマンホール等の小構造物工事
- (3) 掘削面積 3 m^2 未満の工事

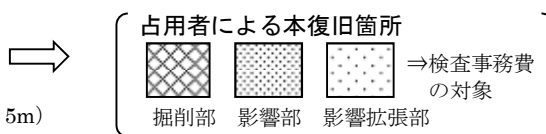
【舗装全幅復旧の事例】

(1) 平面の考え方 ※アスファルト舗装の場合（コンクリート舗装の場合は 1.2m を 1.8m と読み替える）



【一定規模の工事①】

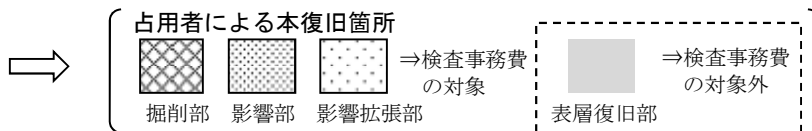
- ・道路を横断する各戸引込管工事
 - ・弁室やマンホール等の小構造物工事
 - ・掘削面積 3 m^2 未満の工事
- ⇒ (例) 復旧面積 6 m^2 (復旧幅 $1.2\text{m} \times$ 工事長 5m)



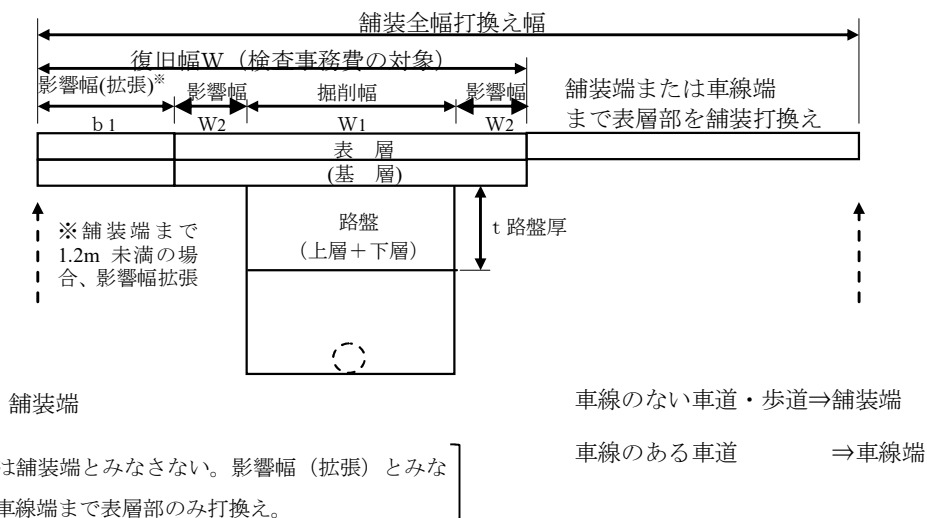
【①以外の工事】

- ・掘削面積 3 m^2 以上の工事

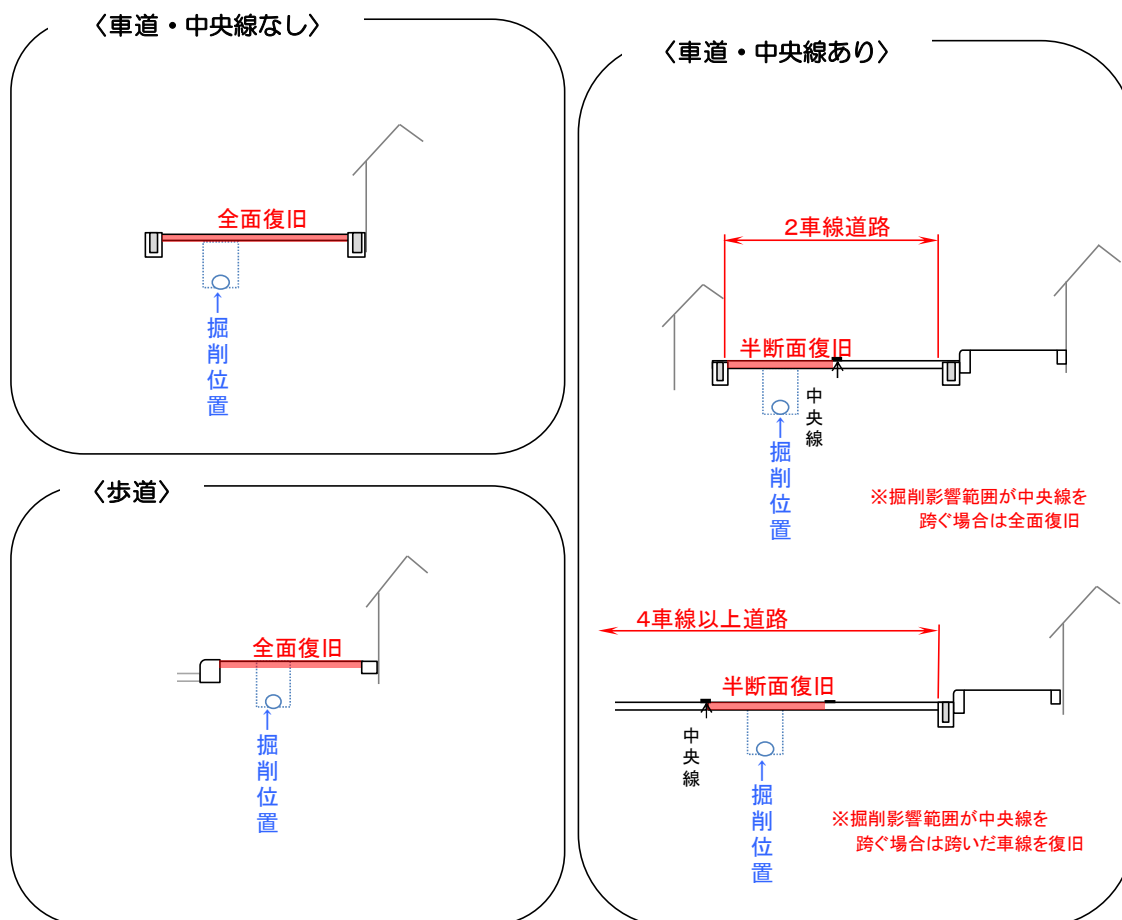
※表層部を全幅復旧



(2) 断面の考え方



(3) 車線における復旧範囲の考え方



※図の復旧範囲は基本的な基準であり、車線を跨ぐ掘削、特殊舗装などは実情に応じて判断する。

(4) 蓋等の高さ調整

舗装全幅復旧にあたり、蓋等の高さ調整が必要な場合は、占有者間で協議し、舗装面に段差が生じないように留意すること。

北九州市告示第 1 9 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 2 7 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市 獣医師会	北九州市八幡東区東田 一丁目 3 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで